

第 47 回 定期総会報告

長 井 智 典

1. はじめに

日本技術士会北海道本部の第 47 回定期総会が 2012 年 4 月 27 日(金)ホテル札幌ガーデンパレスで開催されました。総会の配付資料(議案内容等)については、本会誌後ろの定期総会報告に掲載しておりますのでご覧下さい。ここでは、主に総会審議の概要と講演会および懇親会の会場の様子を中心に報告します。



写真-2 開会挨拶をする能登副本部長(その2)

2. 総 会

(1)出席状況

- ・本部会員 150 名
- ・会友他 46 名
- ・委任状 526 名

会場出席者は、合計 196 名

(2)開会挨拶

能登副本部長から開会挨拶にあわせ、公益社団法人化に伴う各種変更点、会友制度の動向、東日本大震災に係る提言書、平成 25 年度技術士全国大会(札幌)についての報告がおこなわれました。



写真-1 開会挨拶をする能登副本部長(その1)

(3)第 1 号議案の審議

能登副本部長の挨拶に続き、第 1 号議案である平成 23 年度事業報告及び決算報告が行われ、増田会計監事の監査報告後、特に質問や意見がなく、賛成多数で承認されました。



写真-3 右より能登副本部長、中野副本部長、大島副本部長

(4)第 2 号議案の審議

第 2 号議案である平成 24 年度事業計画及び予算については、森事務局長の説明後、審議に入り、会場からは質問や意見がなく、賛成多数で承認されました。

平成 23 年度決算ならびに平成 24 年度予算は、公益社団法人化に伴い、特別事業積立金 540 万円

を取崩収入として一般会計に組入れられています。これにより平成 24 年度予算の次期繰越収支差額は、941 万円となっていますが、特別事業積立金は平成 25 年度開催される技術士全国大会にて使用するため、実次期繰越収支差額は 401 万円となります。

繰越額の目安としては、当座の運転資金として年度総事業費(約 1,500 万円)の四半期相当額 300 ～ 400 万円が必要と事務局では考えております。

なお、予算内訳については、本会誌の後ろに掲載されている定期総会資料をご覧ください。



写真-4 会場の様子

(5) 報告事項

事務局より役員の交代、平成 24 年度日本技術士会会長表彰の推薦、研究会の設置・廃止について報告がありました。

役員の交代については、田中輝幸氏(業務委員会委員長)が転勤による道外転出のため、平成 24 年 4 月 4 日に開催されました北海道本部役員会にて審議が行われ、岩田徳夫氏が後任者として了承されました。

平成 24 年度日本技術士会会長表彰の推薦については、総務委員会にて選考され、本部役員会にて了承されたことから、北海道本部として五十嵐敏彦氏、大谷諭氏、住友寛氏のお三方を推薦することになりました。

研究会の設置・廃止では、一つの研究会廃止と三つの研究会設置が報告されました。

まず、「地域産業研究会」が発展的解消により廃止され、地域産業研究会の分科会であった「エゾシカ分科会」が「エゾシカ研究会」となり、新たに「食産業研究会」が設置されました。

また、「リージョナルステート研究会」の「自然科学教育分科会」が「エンジョイ・サイエンス研究会」となりました。各研究会の活発な活動が期待されます。

以上をもって総会は終了しました。

3. 講演会

今回は渡辺英一法律事務所の作間豪昭弁護士をお招きし、「刑事裁判と弁護士の役割～なぜ弁護士は「悪い人」の弁護をするのか?」と題して、ご講演を頂きました。



写真-5 講演する作間弁護士

講師である作間弁護士は、平成 7 年 3 月中央大学法学部をご卒業後、平成 9 年 10 月に司法試験に合格され、司法修習修了後の平成 12 年 4 月から渡辺英一法律事務所にて弁護士としてご活躍されています。

札幌弁護士会刑事弁護センター運営委員会、消費者保護委員会、市民ネットワーク委員会、日本弁護士連合会憲法委員会等をご歴任されており、現在は日本司法支援センター札幌地方事務所(法テラス札幌)の副所長を務めておられます。また、日本技術士会北海道本部とも関係深く、業務委員会における異業種交流会や、昨年開催されました第 9 回技術フォーラムのパネリストとしてもご協力頂いています。

(1) 主な講演内容項目

今回、作間弁護士は下記の5つの項目について講演されました。

1. 改めて「弁護士」とは？
2. 刑事事件の流れ（「復習」を兼ねて）
3. 裁判員制度とは？～「公判段階」の1パターン
4. ところで、「有罪」「無罪」とは？
5. なぜ弁護人は「悪い人」の弁護をするのか？

以下、私の主観を通して概要を紹介します。

(2) 改めて「弁護士」とは？

現在、弁護士の数は全国で32,000名（札幌630名）であり、司法改革によって合格者が増加しているが、一方で就職難などの弊害が起きている。弁護士は、民事事件では「代理人」として、刑事事件で「辩护人」として仕事を行い、東京では専門化しているが、札幌では顧客の需要に応じて離婚問題、債務問題など様々な依頼に対応していると説明されていました。

(3) 刑事事件の流れ

刑事事件の流れについて、学校では三審制は教えるが具体的な流れは教えておらず、大きく分けて「捜

査段階」と「公判段階」に分かれます。

マスコミでは「捜査段階」の呼び方を、容疑者とされているが、法律上は被疑者であり、「公判段階」では被告人が正式名称となる。

刑事ドラマでは犯人を逮捕し一件落着となるが、その後に行われる、刑事裁判にかけるかどうかの取調べ（供述調書）が重要であり、近年、取調べの可視化が話題になっているが、実体験を踏まえ調書が歪められる危険性について説明されました。

また、公判段階について、多くの案件は一回、1時間程度で終了することを説明されていました。

(4) 裁判員制度とは？

裁判員制度は、平成21年5月21日に施行された公判段階の1パターンであり、一定の重大事件について適用される。裁判官3名と抽選により選ばれた裁判員6名にて、①有罪か無罪か、②有罪の場合どのような刑を科すか、の二つについて審理を行う。

世界各国で似たような制度があり、アメリカの陪審員制度は、有罪か無罪かのみ陪審員が決定することを説明されました。

(5) ところで、「有罪」「無罪」とは？

英語では「Guilty or Not Guilty」（有罪か、有罪ではないか）であり、「無罪」≠「無実」ではない。

「有罪とするのに合理的疑いが残らないか」、「疑わしきは罰せず（疑わしきは被告人の利益に）」という基準があり、国が刑を科すには高い証明が必要と話されていました。

(6) なぜ弁護人は「悪い人」の弁護をするのか？

講演題目にもある「なぜ弁護人は「悪い人」の弁護をするのか？」について、「えん罪」の例や作間弁護士が扱われた過去の事件を例に、「悪い人」とされているが「悪い人」ではないかもしれない、もしくは例え「悪い人」であっても程度や様々な事情があることから、被疑者・被告人の立場で全力を尽くし、それが最終的には最大の人権侵害である「えん罪」を防ぎ、多くの先人の血が流された歴史の中でようやく獲得された「人権」を守ることに繋がる、という確信の下に仕事を行うと話され、弁護士としての責任感の強さ・重大さを感じました。

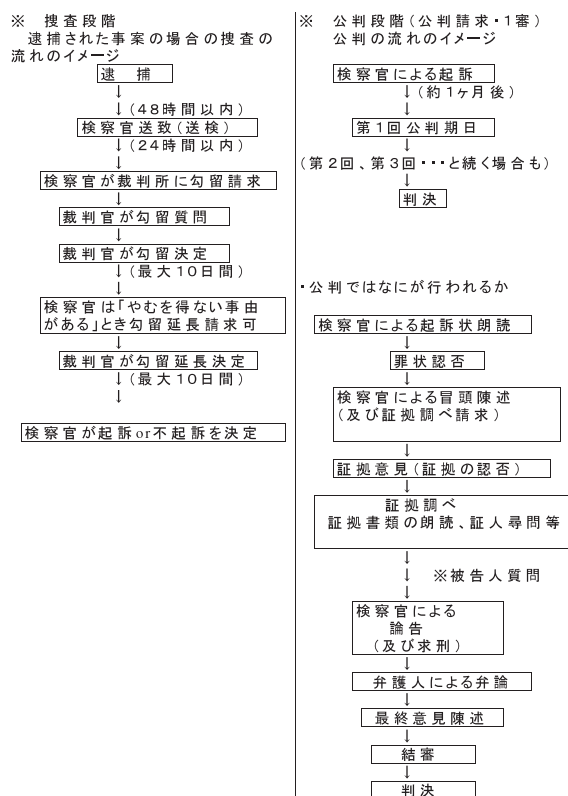


図-1 講演資料の抜粋

4. 懇親会

(1) 出席状況

17:45より会場を隣の部屋に移して懇親会が開催されました。懇親会には会員他103名の出席によって満席となり盛況でした。



写真-6 懇親会会場の様子

(2) 懇親会の状況

熱気あふれる中、能登副本部長の挨拶の後、大島副本部長の乾杯の音頭で開宴となり、懇親会がスタートしました。

懇親会では各テーブル席での歓談に止まらず、色々なところで挨拶と名刺交換、情報交換により熱気を帯びていました。その中で、今回、(公社)日本技術士会会長表彰の推薦者となられた五十嵐技術士、住友技術士にご登壇頂き、率直な心境を語って頂きました。



写真-7 五十嵐技術士(左)・住友技術士(右)

また、地方技術士会から、道東技術士会代表幹事の工藤技術士と道北技術士会代表幹事の大原技術士による挨拶、役員を交代された田中技術士、岩田技術士による挨拶がありました。



写真-8 工藤技術士(左)・大原技術士(右)



写真-9 田中技術士(左)・岩田技術士(右)

皆さんの笑顔と歓談が尽きず名残惜しい中、最後に中野副本部長の乾杯で会を締めくくり、懇親会はお開きとなりました。



写真-10 中野副本部長による乾杯

5. おわりに

平成24年度の計画も決まり、今年度の活動が始まりました。平成25年10月には技術士全国大会が札幌で開催されることから、会員・会友皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

長井智典(ながい ともり)

技術士(建設/総合技術監理部門)

日本技術士会北海道本部 事務局次長
株式会社 ドーコン

